

規制の事前評価書(要旨)

| | |
|------------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案 |
| 規制の名称 | 特定居住促進区域における建築基準法上の用途規制の合理化(第24条関係) |
| 規制の区分 | 規制の緩和 |
| 担当部局 | 国土交通省国土政策局広域地方政策課 |
| 評価実施時期 | 令和6年2月8日 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 建築基準法上の用途規制の特例許可の対象として、市町村が特定居住促進計画において定めた用途規制の特例を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に適合する建築物を追加することとする。 |
| 直接的な費用の把握 | |
| (遵守費用) | 遵守費用は発生しない。 |
| (行政費用) | 市町村及び特定行政庁において、用途特例適用要件を定める際の協議等に係る費用や、特定行政庁が許可を行うための費用が発生する。 |
| 直接的な効果(便益)の把握 | 用途規制の特例の適用を受けるに当たり、予見可能性が向上することにより、特定居住の促進を図るための既存建築物の活用が促進される効果が期待できる。 |
| 副次的な影響と波及的な費用の把握 | 副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。 |
| 費用と効果(便益)の関係 | 行政費用は発生するものの、用途規制の特例の適用を受けるに当たり、予見可能性が向上することで、特定居住の促進を図るための既存建築物の活用が促進されるという効果が見込まれ、費用を上回ると考えられる。 |
| 代替案との比較 | 用途特例適用要件に適合する建築物については、一律に建築基準法上の用途規制の適用除外とする代替案が考えられるが、市街地環境へ悪影響を及ぼすような用途変更等も可能となり、本来守られるべき市街地環境を確保できないおそれがあることから、代替案よりも本規制案が妥当である。 |
| その他関連事項 | 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会において、規制緩和の内容を含めた今後の特定居住の促進に向けた対応について検討が行われた。 |
| 事後評価の実施時期等 | 改正法附則第4条の規定を踏まえ、施行から5年を経過した時点において、事後評価を実施する。 |
| 備考 | |